

太田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に基づき、同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告し、計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和５年１０月２０日

太田市長 清水 聖義

１．縦覧期間

令和５年１０月２０日から、計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで備え置くこととする。

２．縦覧時間

太田市の休日を定める条例（平成１７年太田市条例第２号）で定める市の休日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までを除く。）

３．縦覧場所

太田市新田金井町２９番地
新田庁舎 農政部 農業政策課